

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条の三第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則 「1～5 略」 「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則 「1～5 同上」</p> <p>6 第九条の十の規定の適用については、当分の間、同条第六号中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第七号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和五年十二月一日から施行する。